

「サイクリングしまなみ 2026」スタッフ動員等運営業務委託仕様書（案）

1 業務の目的

国際サイクリング大会「サイクリングしまなみ 2026」の安全かつ円滑な大会運営を図るため、大会運営スタッフとして動員する広島県職員等の輸送及び食事の提供体制を確実に確保することを目的とする。

(1) タクシー運営業務

大会運営スタッフの集合場所への円滑な輸送を実施するため、タクシー車両の確保、配車計画の作成、運行管理、関係事業者との連絡調整及び緊急時対応を適切に行い、安全かつ確実な輸送体制を構築することを目的とする。

(2) 弁当運営業務

大会運営スタッフへ適切な食事を提供するため、弁当及び飲料の手配や配付に加え、衛生・数量管理を適切に行い、スタッフが円滑に業務へ従事できる環境を確保することを目的とする。

2 大会名及び開催日程

(1) 大会名 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会 サイクリングしまなみ 2026

大会概要 | サイクリングしまなみ 2026 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会

URL : <https://cycling-shimanami.jp/about.html>

(2) 大会日程 令和8年10月25日（日）

3 業務委託の内容

区分	業務内容
1、タクシーの手配	●大会当日の業務運営に係るタクシー輸送 ・令和8年10月25日（日）の午前1時30分から午前4時30分の間で各地に所在する動員職員等の、最寄り乗車場所から集合場所に輸送するタクシーを確保すること。（台数：最大90台、貸切時間：2時間想定） 【乗車場所】 広島市・福山市・呉市・東広島市・尾道市等の地域。 【集合場所】 広島県庁、東広島庁舎、福山庁舎、尾道庁舎、呉庁舎等。 ・大会動員職員の配置は、8月中旬頃を目途に整理される予定であるため、その後、発注者と受注者がタクシーの手配について協議を行い、手配内容を決定すること。
2、弁当の手配	●弁当の手配 ・令和8年10月25日（日）の動員スタッフに配付する朝食350食、昼食350食を用意すること。 ・弁当数量については、発注者からの指示により増減する場合があるため、可能な範囲で対応すること。 ・朝食は600円以内、昼食は1,100円以内で弁当と飲料の用意をすること。

	・弁当は衛生管理を徹底するとともに、食中毒防止等に十分配慮した方法で保管及び配付を行うこと。
3、行程管理等の体制	●運行管理 ・タクシーの運行状況を随時把握し、配車計画どおり運行されていることを確認すること。 ・配車状況を一覧で管理できる運行管理表を作成し、必要に応じて発注者へ共有すること。 ・発注者からの指示に応じ、乗車場所、乗車時刻等の変更に速やかに対応すること。 ●連絡調整 ・大会当日に連絡責任者を配置し、発注者、タクシー事業者及び関係者との連絡調整を一元的に行うこと。 ・発注者からの問い合わせ等に迅速に対応できる体制を整備すること。 ●緊急時対応 ・車両の遅延、故障、交通事故、交通規制その他の不測の事態が発生した場合は、代替車両の手配その他必要な措置を講じること。 ・緊急事態が発生した場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、対応状況を共有すること。 ●弁当配付管理 ・弁当は、動員場所において動員職員へ配付する予定とする。配付箇所については、8月中旬頃を目途に大会動員職員の配置が整理される予定であるため、整理後に発注者と受注者が協議の上、決定すること。 ・なお、現時点での想定配付場所は以下のとおりである。 【朝食】：広島県庁、東広島庁舎、福山庁舎、尾道庁舎、呉庁舎 等 【昼食】：尾道市内 ・朝食及び昼食について、配付場所及び配付時間を管理し、円滑な配付を行うこと。 ・配付数量を管理し、不足又は過剰な余剰が生じないように調整すること。 ●実績管理 ・当日の運行実績、弁当配付実績及び対応状況を記録し、実績報告書として取りまとめること。

3 契約期間

契約締結日から令和8年11月30日までとする。

4 契約に関する条件等

(1) 監理体制

業務を確実に実施及び履行する組織体制（体系図及び役割分担等）を示すこととする。

(2) 経費について

タクシーの運行に係る経費（乗務員に係る経費、燃料代、駐車場代、有料道路通行料等）及

び上記委託に係る関係各所との調整経費・資料作成費等はすべて委託経費に含むものとする。

(3) その他

委託事業者は、契約締結後速やかに委託者と動員に係る業務の打ち合わせを行うとともに、次のとおり連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

ア やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と委託事業者で協議すること。

イ 委託事業者は、委託料または履行期間を変更する必要があるときは、委託者と協議の上、これを定めること。

ウ 委託事業者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議の上、業務の一部を委託することができる。その際は、再委託先の業務の内容、制作体系図および工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得るものとする。

エ 委託事業者は、本業務の履行にあたり実施過程で疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。